



福島における知財支援体験記

審判部 第7部門 佐々木 創太郎

抄録

2020年7月から1年間、公益社団法人福島相双復興推進機構に出向した際に、「復興コンサルタント」等として知財支援等に携わった経験を、実際の支援事例などもご紹介しつつ、体験記として掲載させていただきます。

1. はじめに

2020年7月から1年間、公益社団法人福島相双復興推進機構に出向いたしました。私にとって福島県で働くのは、2016年4月から2017年4月まで1年1ヶ月の浪江町役場（福島県双葉郡浪江町）派遣以来、2回目でした。

そういうわけで、福島県に単身赴任をするのは今回が初めてではなかったものの、期待と不安を抱きつつ、新たな仕事が始まりました。

なお、本稿は、私の個人的な見解を記したもので、公益社団法人福島相双復興推進機構、特許庁技術懇話会、特許庁又は経済産業省の見解を表明するものではありませんので、ご了承ください。

また、以下でご紹介する内容は、基本的に私の出向中の状況を記載したもので、必ずしも現在の状況とは一致しない部分もあるかと思えますし、説明をわかりやすくするために例外的な場合を除くなど簡略化して説明させていただいている部分もございますので、これらの点につきましてもご了承くださいればと思います。

2. 1度目の福島派遣について

私にとって福島県で仕事をするのは今回が2回目でしたので、1度目の経験について簡単に述べさせていただきます。

1度目の福島派遣先は、福島県の浜通りにある浪江町役場で、役場の職員と共に働きました。

私の派遣が始まった時点では、まだ浪江町に避難指示が発令されている状態で、私が配属されたのは帰町準備室帰町支援係という部署でした。

帰町準備室帰町支援係では、避難指示を解除するにあたり、一定の期間だけ宿泊をすることができるようにする「特例宿泊」や「準備宿泊」の実施及びそのための準備や、浪江町へ帰還する方々への補助事業の運営などを行いました。

特許庁に入庁して以来、浪江町役場に派遣されるまでの10年間、審査官補や審査官として審査を行っていた私にとっては、突然知的財産に関する仕事とは全く異なる仕事をするようになったため、とても大変だったことを記憶しておりますが、一方で大変やりがいのある仕事でもありました。

そんな浪江町役場への派遣が終わり、3年2ヶ月後に再び福島県に行くことになった私は、「また自分、知的財産からは遠ざかることになるのだろうか。」とっておりました。

そう思いつつ、出向先である公益社団法人福島相双復興推進機構の上司と連絡を取ってみると、「多くはないですが、知的財産に関する仕事もございますので、そちらも担当してもらおうと思っております。」という趣旨のメールが来たため、「今回は、少しは知的財産に関する仕事もあるのだなあ。」と思いました。

ところが、実際に出向が始まってみると、予想に反し、全体の半分ぐらいが知的財産に関する仕事という状況でした。

そこで、以下、知的財産に関する仕事を中心に、公益社団法人福島相双復興推進機構でどのような仕事をしたのかについて説明していきたいと思います。

3. 公益社団法人福島相双復興推進機構について

私が出向させていただいた公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「相双機構」と略させていただきます）は、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村の復興・創生、並びに東日本大震災当時、当該地域において事業を営まれていた方々及び浜通り地域等において水産関係の仲買・加工業等を営む方々の事業再開・継続、及び東日本大震災当時、当該地域に居住されていた方々の生活再建等に寄与することを目的とする団体で、支援内容は多岐に渡ります。

その中で、私が配属となった事業者支援グループコンサルティング支援統括課は、事業再開・継続、承継・転業等、事業者様が抱える課題について、専門家等によるきめ細やかな支援を実施する「事業再開・再生支援事業」を担当している部署でした。

では、「事業再開・再生支援事業」の流れを説明させていただきます（以下の説明は、必ずしも現在の状況とは一致しない部分もあるかと思いますが、簡略化させていただいている部分もございますのでご了承ください。）。

まず、相双機構では、「事業再開・再生支援事業」とは別に「個別訪問事業」として、東日本大震災当時、避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において事業を営まれていた事業者様を、主に相双機構のメンバーで構成される「支援パートナー」が個別にご訪問し、現状や課題、今後の事業に係る意向等について、話を伺い、相談を受ける等の取組を実施しております。

ここで、「個別訪問事業」の中で、事業者様が新たに事業を開始するご意向を持っていることがわかり、例えば、「事業計画の策定」に対する支援を希望することがわかったとします（一般的に新たに事業を開始するには、「事業計画」を策定する必要がござ

います。）。

そういった場合、「個別訪問事業」を担当する「支援パートナー」から「事業再開・再生支援事業」を担当する「復興コンサルタント」に引き継ぎが行われ、支援が次のステージに進みます。

「復興コンサルタント」は、主に相双機構に所属する銀行やメーカー等出身のメンバーで構成されており、専門的な知識をもとに、「課題」や「必要な支援内容」の深掘り（例えば、具体的にどのような事業計画を策定すればよいか、他に必要な支援がないか等の検討）が行われ、課題や必要な支援内容の明確化が行われます（なお、状況に応じて「復興コンサルタント」自ら課題を解決する支援を行う場合もございます。）。

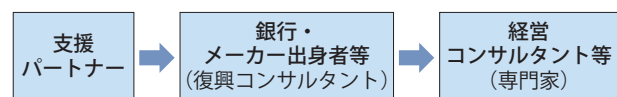
そうして、「復興コンサルタント」によって、「必要な支援内容」が明確になりますと、明確化された「必要な支援内容」をもとに相双機構が外部の専門家を調達し、支援が次のステージに進みます。

調達された専門家は、「必要な支援内容」に従って、事業者様に対し支援（例えば実際の「事業計画策定」）を行います。

（「事業計画策定」などの支援において調達される専門家は、いわゆる「経営コンサルタント」の方々等となります。なお、専門家に支払う費用は、相双機構の負担となります。）

この「復興コンサルタント」が担当するステージと専門家が担当するステージの管理や手続き（いわゆる「バックオフィス」）を担当するのが、私の所属していた「コンサルティング支援統括課」の主な仕事なのですが、この点については後述させていただきます。

ここまで説明させていただいた支援の流れをまとめますと、



という流れで支援のステージが進んでいくということになります。

ここまで支援内容として「事業計画策定」を例に説明させていただきましたが、もちろん支援内容は「事業計画策定」だけではございません。

例えば他にも「販売促進支援」など、さまざまな支援内容が「支援メニュー」として設定されております。

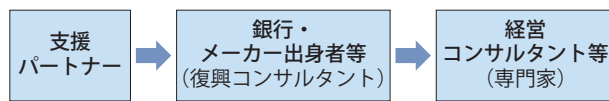
その中の一つに「産業財産権申請支援」がございましたので、以下こちらについて詳述させていただきます。

4. 相双機構における産業財産権申請支援

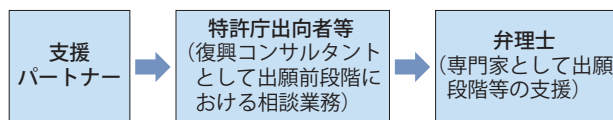
「産業財産権申請支援」は、実用新案、意匠、商標といった産業財産権の出願等に関する支援を行うもので、専門家である弁理士の方に申請段階等の支援を行っていただくものです。

ここで、「復興コンサルタント」につきましては、上述の通り、通常の支援では、銀行やメーカー出身者等が担当するのですが、「産業財産権申請支援」においては、審査官としての専門的な知識を生かすことができるということもあり、特許庁出向者（私）が担当し、出願前段階における相談業務を行うことがございました（例えば、銀行出身者と私がペアとなって「復興コンサルタント」を担当するかたちや、銀行やメーカー出身者等の方々「復興コンサルタント」を担当した上で、私が「復興コンサルタント」に同行するかたちで活動する場合がございます。）。

まとめますと、「事業計画策定支援」や「販売促進支援」といった一般的な支援は、

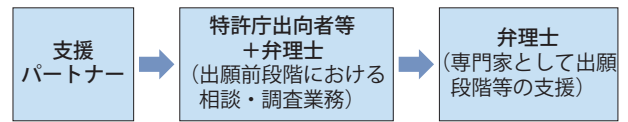


という流れで支援のステージが進んでいくのに対し、「産業財産権申請支援」は、



という流れで支援が進みます。

ただ、出願前段階においても、弁理士の方に相談業務や先行技術などの調査業務を行っていただくことができる仕組みになっており、実際には、



といった流れで支援が進んでいくことがほとんどでした。

では、具体的な事例をあげて、どのような支援を行ったのか、ご説明いたします。

ここでご紹介する事例は、「くし」に関する産業財産権申請支援でございます。

ご支援させていただいた事業者様は、株式会社サンブライト様で、東日本大震災後、大熊町から会津若松市に移転された事業者様です。もともとマグネシウム合金などを用いた製品をつくられており、移転先である会津の方々の技術との融合を目指し、新たな「くし」の開発を行っておりました。

こちらの事業者様につきましては、産業財産権申請支援とは別の支援です。復興コンサルタントが担当しており、復興コンサルタントの方々別の支援に関する面談を行った際に、新しい「くし」を製造・販売するために、産業財産権に関する相談をしたいという話になったため、弁理士の方や私を含めて事業者様のお話しをお伺いすることになりました。

お話をお伺いしたところ、開発中の「くし」には、
(1) 頭部のカーブに沿うように設計された独特の形状を有している

(2) マグネシウム合金に漆を塗ったものであるという大きな特徴があり、事業者様はぜひ産業財産権を取得して権利化をしたいという強い希望をお持ちでした（2つ目の特徴は、もともと事業者様が有していたマグネシウム合金に関する技術と、避難先である会津の伝統工芸である漆の技術を融合させるという大きな意味もございました。）。

そこで、実際に権利化が可能であるかどうか調べるために、弁理士の方に先行技術などの調査を行っていただき、それを踏まえて検討を行った結果、

- (1) の特徴については意匠権
- (2) の特徴については、実用新案権

で出願を行うことになり、弁理士の方に申請段階の支援を行っていただきました。

また、上記(1)、(2)とは別に、「あいくし」という新しい「くし」の名称等についても、商標権を取得したいというご希望があり、こちらについても弁

理士の方に調査や出願段階の支援等を行っていただきました。

結果としましては、これらはすべて登録になり、製品についても無事販売に至っております（グッドデザイン・ベスト100も受賞されたとのことです。）。

この支援に携わらせていただいた中で強く感じたのは、意匠権や商標権の重要性です。

私は特許庁に入庁以来、特許・実用新案の担当で、意匠や商標の審査を行ったことがないのですが、実

際の開発の現場では、特許のみならず、様々な観点で権利化等の検討を行わなければならないことを強く感じました。

「産業財産権申請支援」につきましては、今回の出向中、上述の事例以外にも、例えば「販売促進支援」として専門家に「ロゴ」を作成してもらい、その「ロゴ」について「産業財産権申請支援」として商標権を取得する支援をした事例など様々な事例があり、大変貴重な経験をさせていただいたと思っております。

（最終的に私は、上述した事例を含め、実用新案2件、意匠1件、商標4件を担当させていただきました。）

5. 「バックオフィス」としての仕事について

先に簡単に述べさせていただきましたが、私が所属していた事業者支援グループコンサルティング支援統括課は、「復興コンサルタント」が担当するステージと専門家が担当するステージの管理や手続き（いわゆる「バックオフィス」）を主に担当する部署です。

「バックオフィス」としての具体的な仕事内容としましては、

- (1) 外部の専門家を調達するための手続き（書類作成など）
 - (2) 専門家支援の管理（支援が事業者様の希望通り進んでいるかどうかの確認を行い、必要に応じて改善策を手配するといったものなど）
 - (3) 「復興コンサルタント」の選定に関する手続き
 - (4) 「復興コンサルタント」の活動状況の管理
- などがあり、出向の後半においては、こういった手続きや管理に関する制度自体を改善していく仕事にも取り組ませていただきました。

というわけで、私は、「産業財産権申請支援」については、自らが「復興コンサルタント」として活動する一方、「バックオフィス」としての仕事も行わせていただいたこととなります。もちろん、「産業財産権申請支援」以外の支援につきましても「バックオフィス」としての仕事を行わせていただきました。（なお、「コンサルティング支援統括課」は、私の出向途中「支援統括課」に名称が変更され、業務内容も若干変わりました。）

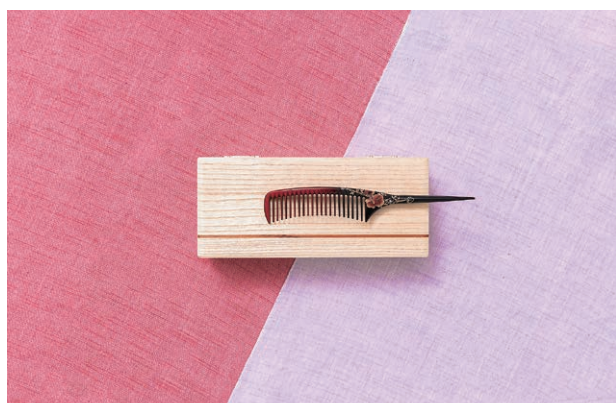


図1 「あいくし」の写真①

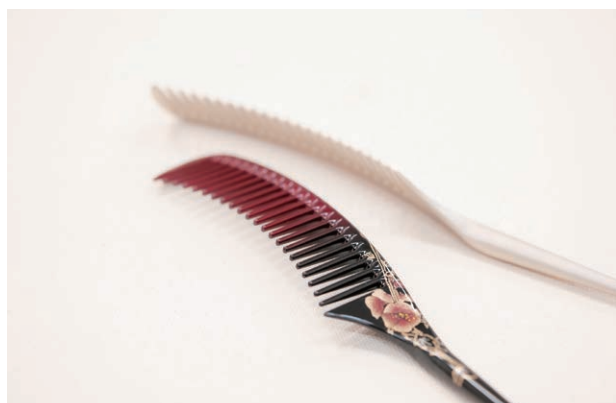


図2 「あいくし」の写真②

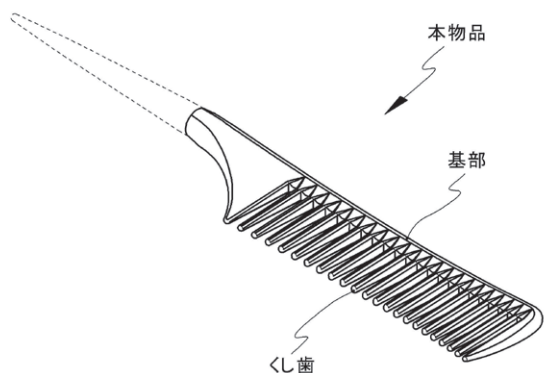


図3 意匠公報の【参考斜視図】（意匠登録第1679697号）

6. 復興コンサルタント同行について

ここまで、私は、

- ・「産業財産権申請支援」に関する「復興コンサルタント」(もしくは「復興コンサルタント同行者」)としての仕事
- ・「バックオフィス」としての仕事

の2つを行ってきたという説明させていただきましたが、もう1つ、

- ・「復興コンサルタント」に同行して事務的な業務などのサポート等を行う

という仕事もございました。

先の説明では、「復興コンサルタント」は、課題や必要な支援内容を明確化し、専門家につなげるのが主な業務内容という説明をさせていただきましたが、相双機構のメンバーには、専門的な知識や経験を有し、自ら直接経営改善を行う「復興コンサルタント」も在籍しておりました。

そういった「復興コンサルタント」に同行し、事務的な業務などのサポート等をさせていただくのも私の仕事の一つでした(図4の写真は、私が同行していた「復興コンサルタント」指導のもと開発された新メニュー「ならば海鮮タンメン」です。私が同行していた「復興コンサルタント」は飲食業等を専門とするコンサルタントで、新メニュー開発の指導に限らず非常に多岐に渡る支援を行っておりました。)

専門的な知識や経験を有したコンサルタントが改善を行う現場を直接見ることができたのは、大変貴重な経験でした。



図4 同行していた「復興コンサルタント」指導のもと開発された新メニュー「ならば海鮮タンメン」

7. 業務と生活環境について

ここで、業務と生活環境についても述べさせていただきます。

まず、内勤の仕事が半分強、外勤の仕事が半分弱ぐらいでした。外勤では、浜通りや会津に行くことが多く、1日300キロぐらい運転することも少なくなかったのですが、浪江町役場に派遣されたときに毎日運転をしていたため、そこまで困ることはなかったです。ただ、私が出向していた2020年度の冬は雪が多く、雪道での運転は大変慎重に行わせていただきました。

次に、平均すると週2~3回はテレワークでした。特に最初の方は、書類の作成方法などいろいろとわからないことも多かったのですが、まわりの方々に大変良くしていただき、テレワークでも気軽に業務用の携帯電話などで質問ができる環境でしたので、まわりの方々に助けられながら、無事業務を遂行できたと思っております。

また、相双機構のメンバーは、特許庁を含めた経済産業省など国の組織から出向しているの方々もおりましたが、多くは民間企業から来ているの方々でした。

実際、私が配属になった事業者支援グループコンサルティング支援統括課のメンバーは、私以外すべて民間企業から来ているの方々でした。

一方、私以外に2名の特許庁審査官が相双機構に出向しており、大変心強い存在でした。業務においても、別のグループに所属していた特許庁出向者と協働で、産業財産権申請支援を行ったこともございました。

生活環境についてですが、私が所属していた事業者支援グループコンサルティング支援統括課は、福島市にある相双機構本部の中にございましたので、私は福島市内にアパートを借りて単身赴任生活を行いました。

アパートの近くには大通りがある一方、田んぼもあり、のどかな感じでした(私は今回の出向直前、農業機械に関する特許審査を行っていたので、田んぼの農業機械に興味深く見た思い出がございます。)

また、アパートの近くにはランニングコースがあり、登り坂を登っていくと、福島市内の夜景が一望できるという素晴らしいコースでした。

8. おわりに

今回の出向中に支援の担当をさせていただいた事業者様の中には、東日本大震災後、郡山やいわきに移られ、2019年の台風19号による水害にあわれた方々もいらっしゃいました。

また、新型コロナウイルスによる影響など、様々な困難の中、懸命に事業を行っている方々がいらっしゃいます。

どの程度お役に立てたかはわかりませんが、今回の私の出向中の活動が、少しでもお役に立てたのであれば幸いです。

また、私個人としましては、製品開発から産業財産権の出願に至る現場に携われたのも、大変貴重な経験となりました。

無事1年間職務を遂行できたのは、まわりのみなさまのおかげだと思っております。本当にありがとうございました。また、相双機構における前任の方にも大変お世話になりました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

そして、本稿をお読みいただいたみなさまにも心から感謝申し上げます。

profile

佐々木 創太郎

(ささき そうたろう)

2006年4月 特許庁入庁（審査第一部事務機器）

2016年4月 福島県双葉郡浪江町（浪江町役場）派遣

2017年5月 審査第一部 自然資源

2020年7月 公益社団法人福島相双復興推進機構出向

2021年7月 審査第一部 分析診断（画像診断）

2021年10月より現職

